

南極地域の環境の保護に関する法律 関係条文

第五条 何人も、南極地域においては、第七条第一項各号に掲げる要件に該当する旨の環境大臣の確認（次項を除き、以下単に「確認」という。）を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし、特定活動については、この限りでない。

2～3（略）

第七条 環境大臣は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い確認をするものとする。

一 当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び第二十条の規定に違反するものがないこと。

二 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が第十四条第二項各号に該当する場合には、当該行為の目的が環境省令で定める当該行為の区分ごとに環境省令で定めるもの（科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。）であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることその他の環境省令で定める条件に適合すること。

三～五（略）

2（略）

第八条

1～3（略）

4 環境大臣は、前項の規定による措置をとろうとする場合において必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に関し専門の学識経験のある者の意見を聴くことができる。

5～7（略）

第十三条 何人も、南極地域においては、鉱物資源活動をしてはならない。ただし、科学的調査であってその結果を公表することとされているものについては、この限りでない。

第十四条 何人も、環境省令で定める検査を受けている場合その他環境省令で定める場合を除き、生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（これらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。）を南極地域に持ち込んで서는ならない。

2 何人も、南極地域においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、若しくは殺傷し、又は南極鳥類の卵を採取し、若しくは損傷すること（特定活動に係る行為又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為（締約国の相当法令の規定により当該締約国において当該行為に関する許可その他のこれに類する行政処分を受けてする行為を含む。次号及び第三号において「確認行為」という。）に該当するものを除く。）。

二（略）

三 前項又は前二号に掲げるもののほか、南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為（特定活動に係る行為又は確認行為を除く。）

3（略）

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則 関係条文

第十一条 法第七条第一項第二号の行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第十三条 環境大臣は、法第八条第四項の規定により学識経験のある者の意見を聴くときは、次条の南極地域活動計画確認検討委員名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

南極地域活動計画確認検討委員委嘱及び意見聴取要領

制定 平成 23 年 8 月 9 日

改正 平成 24 年 9 月 5 日

自 然 環 境 局

第 1 目的

本要領は、南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という。）第 8 条第 3 項に基づく南極地域活動計画の確認等に際して、活動計画が南極地域の環境の構成要素に及ぼす影響等を的確に判断し、南極地域の環境の保護を図るため、法施行規則第 14 条の規定による南極地域に関し学識経験のある者への南極地域活動計画確認検討委員（以下「確認検討委員」という。）の委嘱及び法第 8 条第 4 項の規定による確認検討委員への意見聴取について必要な事項を定めるものである。

第 2 確認検討委員の委嘱

確認検討委員は、以下の観点から環境大臣が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 南極の環境要素（生物、地形等）に関し学識経験のある者
- (2) 南極地域での観測活動に関し学識経験のある者
- (3) 自然環境の環境影響評価に関し学識経験のある者

第 3 意見聴取の手続

法第 8 条第 4 項の規定に基づく確認検討委員への意見聴取は、以下の手続により行う。

- (1) 環境大臣は、自然環境局長に確認検討委員の会合（以下「委員会」という。）を開催させ、意見を聴取させる。
- (2) 委員会は、自然環境局長が議長として主宰する。
- (3) 委員会の聴取対象は以下のとおりとする。
 - ① 南極地域活動のうち、南極環境影響評価実施要領（平成 9 年 10 月 8 日環境省告示第 57 号）に定める初期的環境影響評価及び包括的環境影響評価を要するもの。
 - ② ①のほか南極地域活動計画のうち必要なもの。
 - ③ ①及び②のほか南極地域の環境の保護に関する事項のうち必要なもの。
- (4) (3) の座長は、委員会の終了後遅滞なく委員会で述べられた意見について記載した書面を作成し、確認検討委員の確認を得る。
- (5) (4) により作成された書面をもって、法第 8 条第 4 項の規定に基づき聴取された確認検討委員の意見とする。
- (6) 議長は、自然環境局長の代理として、自然環境計画課長が務めることができる。

第 4 会議の公開

- (1) 委員会は原則として公開するものとする。なお、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらす

(参考資料2)

おそれがある場合には非公開とするものとする。

- (2) 座長は、委員会の公開に当たり、委員会の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。
- (3) 公開した委員会については資料及び会議録を公開するものとする。
- (4) 非公開の委員会については資料及び議事要旨を公開するものとする。

計画に含まれる南極地域活動の一覧表

番号	南極地域活動の区分	制限行為の有無	過去の活動状況
1	観測船「しらせ」の運航	無	継続
2	「しらせ」乗員の研修、公用氷の採取	有	継続
3	海底地形調査	無	継続
4	潮汐(1)潮位観測装置の保守作業	有	継続
5	潮汐(2)潮位観測装置の保守作業	有	継続
6	潮汐(3)海底地形調査	無	継続
7	潮汐(4)ラングホブデ野外臨時験潮	有	継続
8	潮汐(5)ラングホブデ副標観測・水準測量	有	継続
9	潮汐(6)スカーレン野外臨時験潮	有	継続
10	測地定常観測(1) 精密測地網測量、露岩域氷床変動測量、水準測量、衛星用対空標識設置	有	継続
11	測地定常観測(2) GNSS連続観測局保守及びGNSS固定観測装置保守・設置	有	継続
12	測地定常観測(3) 精密地形測量、簡易空中写真撮影、簡易空中写真用対空標識設置	有	継続
13	電離層の観測-電離層垂直観測	無	継続
14	電離層の観測-衛星電波シンチレーション観測	無	継続
15	宇宙天気に必要なデータ収集-データ伝送	無	継続
16	電離層の移動観測-長派標準電波強度計測	無	継続
17	気象定常観測(1)地上気象観測、オゾン観測、日射・放射観測等	無	継続
18	気象定常観測(2)高層気象観測、オゾンゾンデ観測	有	継続
19	気象定常観測(3)気象ロボットによる南極大陸S17での気象観測、移動気象観測装置等による内陸旅行、沿岸旅行時等の気象観測の実施	無	継続
20	南極域中層・超高層大気を通して探る地球環境変動(1) 大型大気レーダー観測	有	継続
21	南極域中層・超高層大気を通して探る地球環境変動(2) 各種電波、光学観測	有	継続
22	夏季氷床末端域の大気中の水・物質循環	有	新規
23	しらせ船上Be7サンプリング	無	新規
24	自動気象・微気象観測装置の保守・データ回収	有	新規
25	陸域生態系調査および試料採集	有	継続
26	係留系による南極底層水の流出・拡大過程と海氷厚の直接観測	無	継続
27	VLF帯送信電波観測	無	継続
28	インフラサウンド計測による電離層-大気-海洋-雪氷-固体地球の相互作用解明	無	継続

番号	南極地域活動の区分	制限行為の有無	過去の活動状況
29	小電力無人オーロラ観測システムによる共役オーロラの経度移動特性の研究－無人磁力計ネットワークの保守－	無	継続
30	SuperDARNとオーロラ多点観測から探る磁気圏・電離圏結合過程(1) SuperDARN短波レーダー観測	有	継続
31	しらせ航路上およびリュツォ・ホルム湾の海水・海洋変動監視(1) 船上・定着氷上観測	無	継続
32	「しらせ」航路上およびリュツォ・ホルム湾の海水・海洋変動監視(2) 航空機観測	無	新規
33	極域から監視する全球雷・電流系活動と気候変動に関する研究(1) ELF波動観測	無	継続
34	極域から監視する全球雷・電流系活動と気候変動に関する研究(2) 大気電場観測	無	継続
35	太陽活動極大期から下降期におけるオーロラ活動南北共役性の研究	無	継続
36	エアロゾルから見た南大洋・氷縁域の物質循環過程 船上エアロゾル観測	無	継続
37	エアロゾルから見た南大洋・氷縁域の物質循環過程 光吸収性エアロゾル連続観測	無	新規
38	エアロゾルから見た南大洋・氷縁域の物質循環過程 無人航空機によるエアロゾル観測実験	有	新規
39	GPSを活用した氷河・氷床流動の高精度計測	有	継続
40	極限環境下の南極観測隊における医学生物学的研究	有	継続
41	生態系変動のモニタリング(1) アデリーペンギンの個体数観測	有	継続
42	生態系変動モニタリング(2) 海洋生態系モニタリング	無	継続
43	陸上生態系モニタリング 自動気象観測装置(AWS)の保守点検とデータ回収	有	継続
44	陸上生態系モニタリング 陸域生態系調査および係留観測	有	継続
45	陸上生態系モニタリング 雪鳥沢植生モニタリング	有	継続
46	陸上生態系モニタリング 昭和基地土壌細菌モニタリング	有	継続
47	超伝導重力計連続観測	無	継続
48	衛星データの地上検証観測／レーダーコーナリフレクターの設置及び維持	有	継続
49	衛星データの地上検証観測／GPSによる潮位観測	有	継続
50	衛星データの地上検証観測／GPSによる南極氷床、氷河変動観測	有	継続
51	昭和基地での広帯域・短周期地震計によるモニタリング観測	無	継続
52	VLBI実験	無	継続
53	露岩GPS観測	有	継続
54	沿岸露岩域における広帯域地震計によるモニタリング観測	有	継続
55	船上地圏地球物理観測	無	継続
56	地温の通年観測	有	継続
57	DORIS観測	無	継続

番号	南極地域活動の区分	制限行為の有無	過去の活動状況
58	大気微量成分(温室効果気体)観測	無	継続
59	雲エアロゾル地上リモートセンシング観測	無	継続
60	エアロゾルの粒径分布の観測	無	継続
61	「南極氷床の質量収支モニタリング」南極氷床質量収支モニタリング	無	継続
62	宙空圏変動のモニタリング(1) オーロラ光学観測	無	継続
63	宙空圏変動のモニタリング(2) イメージングリオメータ観測	無	継続
64	宙空圏変動のモニタリング(3) 西オングルでの電磁波動等の観測	無	継続
65	宙空圏変動のモニタリング(5) 西オングル島宙空観測設備の基盤整備	有	継続
66	宙空圏変動のモニタリング(4) 地磁気観測	無	継続
67	モニタリング研究観測 地球観測衛星データによる環境変動のモニタリング	無	継続
68	共通設営(1) ヘリコプターの運用	有	継続
69	共通設営(2) 「しらせ」-昭和基地間の物資輸送	無	継続
70	共通設営(3-1) 夏期設営屋外工事(機械部門)	有	継続
71	共通設営(3-2) 夏期設営屋外作業(通信部門)	有	継続
72	共通設営(4) 夏期室内関連作業	有	継続
73	共通設営(5) 夏期建設・土木作業	有	継続
74	共通設営(6) 昭和基地における夏期の生活活動	有	継続
75	共通設営(7) 越冬に必要な準備作業	有	継続
76	共通設営(8) 内陸への燃料輸送・保管及び新型トラクター走行試験のための旅行	有	継続
77	共通設営(9) 昭和基地における越冬生活基盤の維持	有	継続
78	豪州気象局依頼によるブイ投入	無	継続
79	Argoフロートの投入	無	継続
80	しらせ搭載全天カメラ観測	無	継続
81	南極昭和基地におけるフーリエ変換赤外分光器を用いた大気微量成分の観測	無	新規
82	「しらせ」海水飛沫計測(着氷)	無	継続
83	「しらせ」砕氷航行時の氷海性能試験	無	継続
84	南極環境実態把握モニタリング	有	新規
85	広報・啓蒙活動	無	継続
86	教員南極派遣プログラム	有	継続

番号	南極地域活動の区分	制限行為の有無	過去の活動状況
87	紫外線暴露実験(公開利用研究)	有	継続
88	フロートを用いた南極海ケルゲレン海付近の基礎生産量の時空間変動観測	無	新規
89	航測フラッシュ励起蛍光光度計(FRRf)を用いた基礎生産の長期変動モニタリング	無	新規
90	昭和基地廃棄物埋立地調査	無	新規

外国共同研究

1	外国共同(スペイン)リビングストーン島バイヤー半島部湖沼観測	有	新規
2	外国共同(韓国)韓国との南極沿岸海洋生態系モニタリングに関する共同研究	有	新規

BN菌について

BN菌について
<p>ビーエヌクリーンに使用されている微生物は BN 菌と呼ばれ、(株)明治研究所に保管されている微生物の中から、特に油脂分解力に優れ、かつ安全なものとして選出された土壌由来の微生物です。この微生物は一般に枯草菌として分類され、優れた油脂分解力を有する新種として、<i>Bacillus subtilis</i> BN1001 と命名し、特許(特許番号 第2553727:有用微生物及びその利用方法)取得と同時に産業技術総合研究所に寄託(FERM P-11132)しています</p>
BN 菌の特長
<ul style="list-style-type: none">• BN 菌は菌体外に油脂分解酵素リパーゼを分泌して油脂を分解・減少します。• BN 菌はバイオサーファクタント(微生物由来の界面活性剤)を分泌し、油脂を乳化します。• BN 菌は悪臭を放つ微生物の発育を抑制します。
ヒトおよび環境への安全性
<p>ビーエヌクリーンは以下の項目についていずれも問題なく安全であることが確認されています。</p> <ul style="list-style-type: none">• 急性毒性試験• 急性皮膚および急性眼刺激性試験• ミジンコによる急性遊泳阻害試験• 病原性試験• ヒメダカによる急性毒性試験• 生分解性試験 etc.